

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	20年11月14日~21年4月27日
評価調査者番号	① H16-a001
	② H20-b001
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 賤機保育園	種別：保育園
代表者氏名： (管理者) 安本 敏江	開設年月日 昭和43年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 葵会 経営主体：社会福祉法人 葵会	定員 60人 (利用人数) 69人
所在地：〒421-2103 静岡市葵区俵沢109番地	
連絡先電話番号： 054 - 294 - 0169	FAX番号 054 - 294 - 1310
ホームページアドレス	http://www11.ocn.ne.jp/~sizuhata/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事		
一般保育 延長保育 一時保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域探険、夕涼み会、親子遠足 ・ ワラ草履作り、お泊り会、 ・ 運動会、餅つき大会、 ・ 生活発表会、地方の方と遊ぶ会 		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
2階建 利用者一人当たり10.41㎡	地域子育て支援センターしずはた 地域交流室「ひだまり」		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1人	看護師	1人
保育士	7人	事務員	(1人) 兼務
調理員	2人		
栄養士	1人		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・中規模保育園で落ち着いており、家庭的な雰囲気がある保育園です。
- ・施設運営に関して、保護者の意見聴取に、意見箱、懇談会、アンケート、連絡ノートなどを積極的に行なっています。
- ・給食では、地域の特性を活かし、地域農家の協力のもと、地産地消の安全、安心食品を活用しています。給食時間では子ども達にパネルで食品分類し、より理解できる工夫がされています。
- ・保育では恵まれた自然環境を十分活かし、ドロンコや虫、木の実、氷づくりなど自然体験の中から学べる保育に取り組んでいます。
- ・子ども達は裸足や草履で、元気に砂遊びや庭園を走り回っており、子どもらしい子どもの姿が伺えます。
- ・「地域ニーズの掘り起こしと支援活動」を理念とし、地域のあらゆる世代が気軽に立ち寄れる場を目指し、地域交流室「ひだまり」を法人独自事業として地域の人に提供しています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・サービスの質の確保や継続・実施計画の策定にあたり、計画・実行・評価・見直しというサイクルの確立が求められます。
- ・経営状況の把握については、管理者だけでなく職員の参画、公認会計士等の助言を受けることが求められます。
- ・職員一人ひとりの研修計画の策定が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

賤機保育園創立40周年を期に組織の在り方や保育内容について見直しを図るために第三者評価を受審しました。

各種マニュアルは作成し、職員での周知を図ることは行っていましたが、様々な手順書・自己評価とそれを踏まえた目標設定の記録内容等の不備が明確になりました。評価結果は勿論ですが、評価を受けるにあたって職員で研修をし、様々な事柄の意味を再確認したり、問題意識を持ち、改善点に気づき取り組むことができたことが大きな収穫だったと思います。また、同時に自分たちの地域への取り組みや関係機関との連携の在り方に自信を持つことができました。

今回の気づきを大切にして、今後の組織運営や子どもの最善の利益を尊重した保育に活かしていきたいと思えます。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*基本方針が経営書と広報誌、ホームページ等に明記されている。</p> <p>*理念については、掲示されてはいるが現時点では説明は行われていない。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*アンケート調査等により情報収集はされているが、会議の場を設けるなど職員の参画の手順方法等の仕組みは定められていない。</p> <p>*中・長期の計画については職員への配布はされているが、会議や研修などの周知のための取り組みが十分でない。また、利用者への周知はされていない。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*経営書には園の方針として記載されている。園長自らの役割と責任を表明する内容は不十分である。</p> <p>*法令等の施行時、変更時に園長より説明がされているが、リスト化や職員への周知等具体的な取り組みが十分でない。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*地区社会福祉協議会の運営委員会において関係機関と連携をはかり、積極的に地域の状況の把握に努めている。また、子育て支援センター利用者からのニーズ把握も行われている。</p> <p>*園長・主任による収支の確認は行われているが、他の職員への周知・改善対応はされていない。</p> <p>*外部による評価・監査を実施していない。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*研修に関する計画は示されているが、中長期の人事に関する具体的なプランは十分でない。</p> <p>*職員のアンケート（自己評価）・面接に基づく目標達成等の確認は行われているが、客観的で明確な基準に基づく人事考課にはなっていない。</p> <p>*研修の機会は確保されているが、職員一人ひとりの研修計画は策定されていない。</p> <p>*実習生受け入れにあたり、実習プログラムが用意され、実習目標を示している。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*遊具、室内の安全点検チェックリストを活用して事故防止に取り組んでいる。</p> <p>*マニュアルが作成され、安全確保のための体制整備がされているが、定期的な見直し検討の手順が十分でない。</p>

<p>4 地域との交流と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 地区社会福祉協議会と連携し、関係団体との交流や地域の福祉課題についての情報交換が行われている。また、子育て支援関係者会議においては主任児童委員や保健センターとの連携も図られている。 * 子育て支援者会議・地区社会福祉協議会の運営委員会にて定期的にニーズ把握に努めている。また、地域住民との交流も積極的に行われており、子育て支援センターへの来訪や相談事業からもニーズの掘り起こしに努めている。 * 地域の茶農家からの要望を受けて、一時保育や休日保育が実施されており、地域の不審者情報を受け学童保育を実施するなど地域のニーズを事業運営に反映させている。
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもの尊厳を守る為に乳・幼児部会・ケース会議・職員会議で取り上げ、きめ細かく取り組み改善をしているが、手順書やマニュアルが十分でない。 * 食育では地産地消を基本に農家との提携をし、地域に根ざした取り組みや食品の安全・安心や、園児にも農作物の手入れや世話をし、食と生きる姿が重視されている。又、パネルでは四つの基礎食品分類を給食時考えさせながら自然に学べる環境がある。 * 保護者からの意向把握で、意見箱・懇談会・保護者会・保育参加・面接など実施し意見を積極的に取り込んでいるが、マニュアルや手順書が十分でない。 * 沐浴、清拭時の安全に1名補助員を配置したり、乳児室の床暖房、エアコンなど居住環境への配慮がある。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 保育計画は全体、個人ともに適正に策定されている。必要に応じて異年齢との関わり、交流がもてるデイリープログラムに配慮されている。 * 田園・山間、自然がいっぱいの恵まれた環境の中で季節ごとの自然体験、春には水、夏には虫とりやドロンコ、秋には木の実・木の葉、冬には氷でなど多くの素材の中で原体験が出来、自然物を使った創作製作も工夫している。 * 地域の方々との関わりが多く、お月見の会、蕎麦打ち教室、苔玉づくり、木工、ベビーレストラン、地域探検、芋掘りなど人と人との関わりを大切に保育実践がされている。 * 質の向上に向けた取り組みでは、自己評価の定期的実施は今回初めてであり、サービスについて定期的に評価を行なう体制は出来ているものの、分析と課題など職員間での共有が十分でない。

<p>3 サービスの開始、 継続</p>	<p>*インターネットを利用し、組織や内容を載せたホームページを作成し、公開したり地域通信など町内全戸に配布し、遠方地域へは回覧して貰ったり積極的に情報提供を行なっている。</p> <p>*利用者に対しては入園のしおりなど発行情報提供し、説明や質疑応答しているが、同意を得る体制が十分でない。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>*子どもひとり一人の保育計画や指導計画の作成を総括し、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めている。</p> <p>*保育計画の策定については、子どもや保護者の意向に配慮した保育に取り組んでいるが、計画の見直し等について手順に関する仕組みが十分でない。</p> <p>*保護者への「説明」「理解」「同意」について、マニュアルが明文化されていない。</p> <p>*情報伝達の流れがフローチャート化、マニュアル化されていない。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が利用者等に周知している。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	B
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	B
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	B
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	C
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	C
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	A

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	B
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	B
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
②	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
③	施設が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	B
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	A
③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	B
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
⑤	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	C
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	B
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	B
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1)	質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	C
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3)	生活環境が適切に整備されている	
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4)	保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。	
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	B
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	B
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	C

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B

③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	C
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	C
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B